八王子市高齢者補聴器購入費助成金交付要綱

令和７年(2025 年)4 月１日施行
令和７年(2025 年)10 月１日改正

（総則）
第１条　この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない加齢性難聴等の聞こえに課題を有する高齢者（以下「難聴高齢者」という。）が補聴器を購入するために必要となる経費に対して、市が当該年度において予算の範囲内で交付する助成金に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）
第２条　難聴高齢者に対し、難聴の早期の段階から補聴器を活用することにより、聞こえの課題を起因とするコミュニケーション機会の減少及び要介護状態になることを予防するため、補聴器購入費用の一部を助成することを目的とする。

（対象者要件）
第３条　本事業の対象者は、次の各号の全てを満たす者とする。
(1)八王子市内に住所を有する満65歳以上の者
(2)身体障害者手帳（聴力障害）の交付対象とならない者
(3)両耳の聴力レベルが 40dB 以上であり、身体障害者福祉法第 15 条に規定する身体障害者手帳（聴覚又は平衡機能の障害）の交付要件を満たさない者のうち、補聴器の装用により聴覚機能の改善等の一定の効果が期待できると医師が判断する者
(4)第６条の規定による交付申請を行う日の属する年度以前５年度において、本要綱による助成金の交付及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する補装具費の支給を受けていない者

（対象補聴器要件）
第４条　本事業の助成を受けて購入する補聴器は、次の各号全ての要件を満たす製品とする。
(1)管理医療機器の指定を受けた製品（両耳又は片耳用のいずれか１台のみ）であること。
なお、補聴器本体に付属するイヤモールドを含む。
(2)購入する製品価格が税込み 50,000 円を超える製品であること。
(3)市長が別途定める八王子市高齢者補聴器購入費助成事業代理受領事業者登録要綱（以下、「登録要綱」という。）において登録する、登録補聴器販売事業者（以下「事業者」という。）にて購入する製品であること。
(4)原則、本助成金交付決定後に購入する補聴器であること。

（助成額）
第５条　助成金の額は、購入製品価格の 50,000 円を超えた部分の金額を対象として、上限 50,000 円を助成額とする。

（交付申請）
第６条　助成金の交付申請を行う者（以下、「申請者」という。）は、補聴器本体等を購入する前に、一般社団法人八王子市医師会に加盟している医療機関（耳鼻咽喉科）を受診し、聴力検査を受けたうえで、次の各号全ての書類又はその内容について、市指定の電子申請により、市長に申請しなければならない。なお、当該申請を行う事項については、別表１のとおりとする。
２　申請者本人から本申請（電子申請）を行うことが困難な場合、事業者から代理申請を行うことができることとする。
３　第１項に規定する申請の受付期間は、別表２のとおりとする。
４　市長は、本条による申請の申請事項及び書類等に不備があった場合は、申請者に対し書類の再提出等を求めることができる。

（交付決定）
第７条　市長は前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該審査の結果で助成金の交付決定又は却下を決定する。審査結果が決定又は却下のいずれの場合であっても、市長は八王子市高齢者補聴器購入費助成金交付決定（却下）通知書（以下「交付決定（却下）通知書」という。）（第１号様式）により申請者に対して審査結果を通知することとする。なお、審査結果が決定の場合に限り、前述の審査結果の通知に併せて、市長は八王子市高齢者補聴器購入費助成金支給に係る委任状（以下「委任状」という。）（第２号様式）を申請者に送付することとする。
２　前条に規定する申請は、予算の範囲内において交付の可否を決定することとする。ただし、予算の範囲を超えた日に複数の申請があった場合、市指定の電子申請による申請の到着時間順で交付決定を行う。

（補聴器の購入）
第８条　前条の規定により助成決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、第６条で見積書を取得した事業者に委任状を提出し、対象となる補聴器を購入するものとする。
２　助成決定者は、補聴器購入金額から第５条に規定する助成額を除いた金額を、事業者に対して支払うこととする。
３　事業者は、助成決定者が補聴器を購入した際、助成決定者に対し領収書を交付し、その控え又は原本のコピーを保管しておくこととする。

（請求及び交付）
第９条　助成決定者が補聴器を購入したときは、当該補聴器を販売した事業者に対して委任状を提出し、助成金の請求及び受領に関する事項を事業者に委任するものとする。
２　事業者からの請求に関する事項については、登録要綱第 11 条に規定する。

（事業者変更及び辞退の申出）
第 10 条　助成決定者は、交付決定（却下）通知書受領以降に次の各号のいずれかに該当する場合、速やかに市指定の電子申請により、市長に申請しなければならない。
（1）交付決定（却下）通知書の内容に変更が生じるとき
（2）交付決定後に本助成金の活用を辞退するとき
（3）交付決定後に本事業の対象者要件を満たさなくなったとき
2　市長は前項第 1 号の規定により変更の申請を受けたとき、申請内容の審査を行い、変更申請事項の決定又は却下を決定し、八王子市高齢者補聴器購入費助成金変更事項決定通知書（第 3 号様式）により、助成決定者に通知するものとする。

（交付決定の取消し及び通知）
第 11 条　市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消し、既に交付した助成金がある場合は、その全額の返還を命ずることができる。
（1）第 3 条に規定する対象者要件を満たさないことが明らかとなったとき
（2）虚偽の申請又はその他不正な手段によって交付決定を受けたとき
（3）本項の各号に掲げるもののほか、市長が助成を適当でないと認めたとき
2　市長は前項の規定により交付決定を取り消したとき、八王子市高齢者補聴器購入費助成金交付決定取消通知書（第 4 号様式）により、助成決定者に通知するものとする。

（事業効果検証）
第 12 条　市長は、本助成金を交付することによる効果を検証し、必要に応じて本助成金の目的に対する効果を出すことができるように、事業内容の見直し又は廃止を行うことができる。
2　効果検証に係る具体的な内容等については、市長が別に定める。

（その他）
第 13 条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

付則
この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

別表 1（第 6 条関係）

	申請事項
1	申請者情報（申請者の氏名、住所、生年月日及び電話番号）
2	見積書交付販売店情報（登録番号及び販売店名称）
3	購入予定補聴器価格
4	事業者が作成した補聴器の見積書　※1
5	受診した医療機関名称及び受診日
6	耳鼻咽喉科受診時に検査した聴力検査結果　※2

※1　見積書は事業者の任意様式であり、製品の金額内訳及び製品名又は型番が明記されているものとする。

※2　聴力検査結果は、耳鼻咽喉科受診時に受診した耳鼻咽喉科が作成した聴力検査結果を受領し、その画像データを提出することとする。なお、耳鼻咽喉科において本結果の作成に係る費用負担が生じたときの費用は、本助成金の交付対象外となる。

別表 2（第 6 条第 3 項関係）

	申請受付期間
1 次申請	令和 7 年（2025 年）4 月 1 日（火）～同年 8 月 31 日（日）
2 次申請	令和 7 年（2025 年）10 月 1 日（水）～令和 8 年（2026 年）2 月 28 日（土）